（R4. 6. 1施行）

詐欺的な定期購入商法に係る特定商取引法改正の概要

別紙１

改正事項１

通信販売の申込みに係る最終確認画面等において、

①一定の事項（※）を表示するよう義務付け
②契約の申込みとなることや一定の事項につき、人を誤認させるような表示を禁止

※商品等の分量、対価、支払時期、引渡し時期、契約の解除に関する事項等

⇒①に違反して表示すべき事項を<u>表示しなかった場合</u>や<u>不実の表示をした場合</u>、
②に違反して<u>誤認させるような表示をした場合</u>には、
いずれも、行政処分のみならず**<u>直罰の対象</u>**に

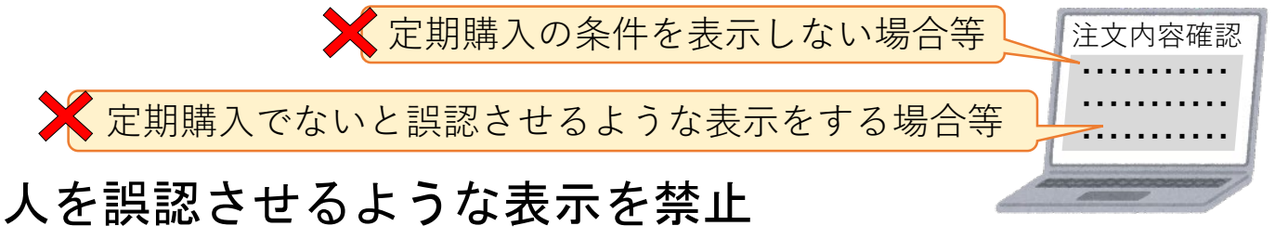

改正事項２

通信販売において広告をする際に義務付ける表示事項として以下の内容を追加
①申込みの期間に関する定めがある場合は、その旨とその内容
②役務提供契約の解除等に関する事項

改正事項３

通信販売に係る契約の解除等を妨げるため、当該契約の解除等に関する事項等につき、
<u>不実のことを告げる行為を禁止</u>
⇒違反した場合には、行政処分のみならず直罰の対象に

改正事項４

「改正事項１」の規定に違反する表示により消費者が誤認して申込みをした場合の**<u>取消権</u>**を創設

改正事項５

「改正事項１」及び「改正事項３」の規定に違反する行為を適格消費者団体の**<u>差止請求の対象に追加</u>**